

2023年5月8日

## 新型コロナウイルス感染症に関する特別措置の終了について

このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「5類感染症」に変更されたため、同日以降に同感染症と診断され宿泊・自宅療養された場合の入院共済金の特別措置（みなし入院）および同感染症を直接の原因としてお亡くなりになられた場合「不慮の事故による死亡」（災害死亡）としてお支払いする特別措置を終了いたします。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」および「災害死亡」の対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当組合の定める入院の定義に該当する入院をされた場合は、同年5月8日以降も変わらず入院共済金のお支払いの対象となります。

### 注意点

今後の法改正等やその他社会情勢に鑑み、その取扱いをさらに変更する場合があります。その場合には、改めてご案内いたします。

以上

#### 〈お問い合わせ先〉

愛知県共済生活協同組合

電話番号：0120-08-5555

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝を除く）

※電話番号のおかけ間違いには、十分ご注意ください